

石川県公報

平成29年12月5日
第13061号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1	○県道の供用の開始 (同)	2
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	1	○公有水面埋立て工事のしゅん功の認可 (河川課)	3
○漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区(区域及び区分)の設定の一部改正(水産課)	2	○平成29年度石川県ふぐ処理資格者試験公告 (薬事衛生課)	5
○県道の区域の変更 (道路整備課)	2	○国土調査の成果認証公告 (農業基盤課)	5

告 示

石川県告示第536号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成29年12月5日

石川県知事 谷本正憲

1 有害興行

興行の種類	興行名	配給会社名
映画	肉体販売 濡れて飲む	オーピー映画
〃	人妻ドラゴン 何度も昇天拳	〃
〃	まぶしい情愛 抜かないで...	〃
〃	二人の巨乳妻 美和と茜	〃
〃	ヤリ頃女子大生 強がりな乳房	〃
〃	吉沢明歩のSEX一本勝負 いっぱい突いて!	新東宝映画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成29年12月5日

石川県告示第537号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成29年12月5日

石川県知事 谷本正憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2018年1月号 (04333-01)	(株)オネスト金沢支社
〃	NaiNaiプレス北陸 2018年1月号 (06805-01)	電 王 堂 出 版 (株)

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成29年12月5日

石川県告示第538号

漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区(区域及び区分)の設定(平成20年石川県告示第512号。以下「告示第512号」という。)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第512号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

平成29年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の能都町第1加入区の項区分の欄を次のように改める。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ① | 50メートルを超える水深に定置網を敷設する者の営む大型定置漁業 |
| ② | ①に掲げる者以外の者の営む大型定置漁業 |
| ③ | 小型定置漁業 |
| ④ | 主として底びき網を使用して営む漁業 |
| ⑤ | 総トン数5トン未満の漁船を使用して主としていか釣りを営む漁業 |
| ⑥ | 高倉漁港(姫地区)を係留港とし、主に刺網を使用して営む漁業 |
| ⑦ | 高倉漁港(真脇地区)を係留港とし、主に刺網を使用して営む漁業 |
| ⑧ | 法第104条第2号に掲げる漁業のうち①から⑦までに掲げる漁業以外の漁業 |

石川県告示第539号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成29年12月5日から同月19日まで縦覧に供する。

平成29年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦 覧 場 所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
大谷狼煙飯田線	珠洲市三崎町高波カ部118番地先から 珠洲市三崎町高波カ部121番3地先まで	旧	5.05～8.75	262.0	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	8.75～17.26	262.0	

石川県告示第540号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成29年12月5日から同月19日まで縦覧に供する。

平成29年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
大谷狼煙飯田線	珠洲市三崎町高波カ部118番地先から 珠洲市三崎町高波カ部121番3地先まで	平成29年12月5日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第541号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成29年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 認可年月日

平成29年12月5日

2 認可を受けた者の名称

石川県

3 埋立区域

(1) 位置

七尾市庵町ア之部69番、78番、163番、167番、168番、172番、177番、178番、179番、180番及び186番の各地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 庵町原点(北緯37度03分30.37秒、東経137度03分00.98秒)から185度42分01秒191.630メートルの地点

㊧の地点 ㊦の地点から 170度27分32秒 11.022メートルの地点

㊨の地点 ㊧の地点から 180度47分39秒 20.032メートルの地点

㊩の地点 ㊨の地点から 181度31分11秒 19.895メートルの地点

㊪の地点 ㊩の地点から 182度51分30秒 19.920メートルの地点

㊫の地点 ㊪の地点から 187度47分12秒 19.966メートルの地点

㊬の地点 ㊫の地点から 194度18分50秒 20.018メートルの地点

㊭の地点 ㊬の地点から 173度47分33秒 20.655メートルの地点

㊮の地点 ㊭の地点から 173度45分00秒 19.956メートルの地点

㊯の地点 ㊮の地点から 176度12分06秒 16.361メートルの地点

㊰の地点 ㊯の地点から 358度30分23秒 16.285メートルの地点

㊱の地点 ㊰の地点から 3度49分57秒 19.378メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から 6度45分13秒 19.418メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から 9度22分17秒 20.022メートルの地点

㊴の地点 ㊳の地点から 8度42分03秒 20.540メートルの地点

㊵の地点 ㊴の地点から 3度39分17秒 20.487メートルの地点

㊶の地点 ㊵の地点から 358度56分14秒 20.424メートルの地点

㊷の地点 ㊶の地点から 355度45分27秒 20.406メートルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から 355度06分27秒 10.560メートルの地点

(3) 面積

955.28平方メートル

4 埋立地の用途

一般県道庵鷺浦大田新線道路整備用地

- 5 埋立て免許年月日及び番号
平成25年4月16日 石川県指令河第31号
- 6 法第22条第3項の市町名
七尾市

- 1 認可年月日
平成29年12月5日
- 2 認可を受けた者の名称
石川県
- 3 埋立区域

(1) 位置

七尾市庵町ア之部19番、20番、21番及び31番の各地先公有水面

(2) 区域

(I) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 庵町原点(北緯37度03分30.37秒、東経137度03分00.98秒)から183度48分28秒422.723メートルの地点

㊩の地点 ㊦の地点から 186度39分53秒 4.738メートルの地点
 ㊪の地点 ㊩の地点から 198度08分39秒 2.517メートルの地点
 ㊫の地点 ㊪の地点から 202度40分27秒 1.358メートルの地点
 ㊬の地点 ㊫の地点から 212度54分41秒 1.450メートルの地点
 ㊭の地点 ㊬の地点から 213度52分30秒 4.816メートルの地点
 ㊮の地点 ㊭の地点から 155度39分47秒 5.702メートルの地点
 ㊯の地点 ㊮の地点から 116度49分57秒 2.562メートルの地点
 ㊰の地点 ㊯の地点から 2度20分41秒 0.951メートルの地点
 ㊱の地点 ㊰の地点から 3度16分09秒 4.756メートルの地点
 ㊲の地点 ㊱の地点から 6度28分33秒 4.877メートルの地点

(II) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び㊳の地点と㊴の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

㊳の地点 庵町原点(北緯37度03分30.37秒、東経137度03分00.98秒)から183度36分14秒464.453メートルの地点

㊶の地点 ㊳の地点から 186度40分02秒 5.845メートルの地点
 ㊷の地点 ㊶の地点から 175度33分46秒 7.854メートルの地点
 ㊸の地点 ㊷の地点から 0度29分34秒 7.819メートルの地点

(III) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び㊺の地点と㊻の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

㊺の地点 庵町原点(北緯37度03分30.37秒、東経137度03分00.98秒)から183度29分35秒480.804メートルの地点

㊼の地点 ㊺の地点から212度24分05秒 8.651メートルの地点
 ㊽の地点 ㊼の地点から105度01分06秒 4.699メートルの地点
 ㊾の地点 ㊽の地点から359度59分21秒 1.139メートルの地点

(3) 面積

69.16平方メートル

- 4 埋立地の用途
一般県道庵鶴浦大田新線道路整備用地
- 5 埋立て免許年月日及び番号
平成27年11月6日 石川県指令河第881号
- 6 法第22条第3項の市町名

七尾市

公 告

平成29年度石川県ふぐ処理資格者試験公告

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例（平成18年石川県条例第33号）第15条の規定により、平成29年度石川県ふぐ処理資格者試験を次のとおり実施する。

平成29年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

(1) 学科試験

平成30年2月8日(木) 午前10時30分から正午まで

(2) 実技試験

平成30年2月14日(水) 午前10時から

2 試験の場所

(1) 学科試験

石川県庁行政庁舎 11階会議室

(2) 実技試験

金沢勤労者プラザ

金沢市北安江3丁目2番20号

3 出願に関する書類の受付期間

平成29年12月21日(木)から平成30年1月11日(木)まで(県の休日を除く。)とする。ただし、郵送の場合は、同日までの消印があるものに限り受け付ける。

4 試験実施要領の配布場所及び出願に関する書類の提出先

(1) 県内(金沢市を除く。)に居住する者

住所地为管轄する県保健福祉センター

(2) 金沢市又は県外に居住する者

石川県健康福祉部薬事衛生課

5 その他

詳細な点についての問合せは、石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

国土調査の成果認証公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調査を行った者の名称

かほく市

2 調査を行った期間

平成20年8月26日から平成28年3月25日まで

3 成果の名称

かほく市(箕打、元女、野寺、中沼及び二ツ屋の各一部並びに大田箕打元女入会、八野外九字入会、八野外参字入会及び黒川瀬戸町夏栗入会の全部)の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

かほく市箕打タ、子、ナ、ラ、ム、ウ、キ、ノ及びオの全部、元女ソの全部、野寺イの一部、中沼大根谷及び山林池ヶ原の全部、二ツ屋山林大松ヶ尾の全部、大田箕打元女入会式、参、四、五、六、壺壺、壺式及び壺参の全部、八野外九字入会六、七、八、九、壺〇、壺壺及び壺参の全部、八野外参字入会壺、式、参、四、五、六、七、八及び九の全部並びに黒川瀬戸町夏栗入会壺、式、参、四及び五の全部

5 認証年月日

平成29年12月5日